

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日鉄ソリューションズ株式会社		コード	2327
提出日	2020/5/27	異動（予定）日	2020/6/19	
独立役員届出書の提出理由	当社の第40期定時株主総会（2020年6月19日開催予定）にて、石井一郎氏を社外取締役候補として選任する議案を付議するため。なお、青島矢一氏と石井淳子氏は社外取締役としてそれぞれ再任の予定。			
☒	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	青島 矢一	社外取締役	○													○		有
2	石井 淳子	社外取締役	○													○		有
3	石井 一郎	社外取締役	○													○	新任	有
4	樋口 哲朗	社外監査役	○													○		有
5	岡田 恭子	社外監査役	○													○		有
6	星 周一郎	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		青島矢一氏は、過去に社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、一橋大学イノベーション研究センター長として長年経営戦略論等の研究に従事しており、経営戦略分野研究の専門家としての見識及び当社の取締役としての実績に基づき、引き続き当社取締役に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものです。当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項6号に挙げられた事項のいずれにも該当していません。
2		石井淳子氏は、過去に社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、厚生労働省勤務時に雇用均等・児童家庭局長を含め幅広い分野の要職を歴任するなど、雇用や労働に関する豊富な経験と高い見識を有しており、働き方改革を推進する当社の取締役に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものです。当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項6号に挙げられた事項のいずれにも該当していません。
3		石井一郎氏は、民間企業において長年経営に関わる要職を歴任し、豊富なグローバル経験および企業経営に関する高い見識を有しており、当社の取締役に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものです。当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項6号に挙げられた事項のいずれにも該当していません。
4		樋口哲朗氏は、長年の公認会計士としての豊富な監査経験と財務・会計に関する専門的な見識及びこれまでの当社の監査役としての実績を引き続き当社の監査に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものです。当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項6号に挙げられた事項のいずれにも該当していません。
5		岡田恭子氏は、民間企業において、企業倫理や社会貢献に関する業務に従事するなど企業の社会的責任活動(CSR)に関して豊富な知見を有するとともに、常勤監査役としてコーポレートガバナンスの強化に携わってきたことから、これらの知見を当社の監査に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものです。当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項6号に挙げられた事項のいずれにも該当していません。
6		星周一郎氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、大学教授として長年にわたりサイバーセキュリティなど情報保護等の研究に従事しており、これら法律の専門家としての知見を当社の監査に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものです。当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項6号に挙げられた事項のいずれにも該当していません。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。